



広げようたすけあいの輪

# どりーまあ通信

第13号 2002年12月発行  
(製作 凌雲SOHOチーム)

## ◆特定非営利活動法人◆ どりーまあサービス

〒770-0855  
徳島市新蔵町1丁目95番地フジビル5階  
TEL (088)626-3237  
FAX (088)611-7035  
E-mail:dramer@nmt.ne.jp  
発行責任者 山口 浩志



理事長 山口 浩志

## 夢を与えるサービス

成年後見制度はあなたのサポートー

社団法人リーガルサポート徳島支部  
支部長 栗飯原治仁



成年後見制度。この言葉を知っていますか？2000年4月1日スタートした新しい制度です。日常生活に必要な判断能力が十分な方（痴呆性高齢者、知的障害者等）の生活をサポートする制度が「成年後見制度」です。

成年後見制度は①自己決定権の尊重、②残存能力の主に財産管理を通して、本人の人权が侵害されないよう、本人が十分満足できる人生を過ごせるようお手伝いする制度です。

成年後見制度では、本人の状態に応じて「後見」「保佐」「補助」の3タイプが用意されています。成年後見制度は、判断能力の不十分な方が被害に遭わないよう、また普段の生活に支障がないように、ご本人の生活をサポートします。

成年後見制度では、本人をサポートする人（後見人、保佐人、補助人）の権限はそれぞれ違っています。成年後見制度は、判断能力の不十分な方が被害に遭わないよう、また普段の生活に支障がないように、ご本人の生活をサポートします。

成年後見制度では、本人をサポートする人は、ご家族や親類の方だけではありません。ご家族などに適任者がいない場合は、司法書士などの専門家に相談されることをお勧めします。

成年後見制度では、本人をサポートする人は、ご家族や親類の方だけではありません。ご家族などに適任者がいない場合は、司法書士などの専門家に相談されることをお勧めします。

その間、現在にいたるまで『顧客満足』を目指したサービス活動をさせていただいてまいりました。最近、「接客の心構え」について強い影響を受けたことがありました。東京デイズニーランドの常務取締役の方による、『人に夢を与えるサービスとは！』という講演でした。話によると、デイズニーの運営のポリシーは3つあるということです。

(1) 未完成でなければならない。

(2) 非日常性でならねばならない。

(3) 毎日が初演でならねばならない。

日本人のサービスマニュアルは抽象論が多いがデイズニーのマニュアルは70%が具体的に表現して、残り30%は自分で構築するということです。「相手の方に感動を与えるということは、”ちょっといい気分”を演出し、このいい気分の積み重ねを満足に変え、”また行きたいな！”としめぐくるところにある。”と力説されました。

そういう意味では、私達もご利用の方々から、”また来てほしいな。”“来年も再来年もきてほしい人。”を目標に今後も歩んでまいります。そのためにも、智慧を絞り、改善工夫をし、いつも初演であらねばなりません。今後も”こちよい満足”をご提供していくようスタッフ一同頑張り続けることをお誓いし、ご挨拶にかえさせていただきます。

福 祉 の 窓 成年後見制度はあなたのサポートー

電話 088-622-1865まで。  
（ご相談は）  
リーガルサポート徳島支部

# 活動報告

- 5. 10 F氏支援会議(於:徳島保健所)
- 5. 13 新人ヘルパーOJT研修～『コミュニケーション技法について』～
- 5. 17 法人理事会
- 5. 23 徳島大学『ボランティア論』講義 (1)
- 5. 27 会計ミーティング(公認会計士 原氏による指導、於:どりーまあoffice)
- 5. 25 デイサービスさらだ 開催
- 5. 30 徳島大学『ボランティア論』講義 (2)
- 6. 14 13年度事業報告書類提出(県庁)
- 6. 18 デイサービスさらだ 開催
- 6. 21 権利擁護学習会 参加(於:県総合福祉センター)
- 6. 26 F氏サービス担当者会議(於:どりーまあoffice)
- 6. 29 デイサービスさらだ 開催
- 7. 2 支援費制度サービス事業者説明会 出席(2名) (於:徳島プリンスホテル)
- 7. 12 デイサービスさらだ 企画会議(於:どりーまあoffice)
- 7. 14 第14回SHCセミナー参加～『病気の受容と心のケアのあり方』～(SHC:徳島神経難病自助ケア研究会の略) (於:県総合福祉センター)
- 7. 19 権利擁護学習会 参加(於:県総合福祉センター)
- 7. 24 鳴門市認定調査員研修会 出席(於:鳴門市役所)
- 7. 25 徳島大学『ボランティア論』講義 (3)
- 7. 27 デイサービスさらだ 開催
- 8. 1 会計ミーティング(公認会計士 原氏による指導、於:どりーまあoffice)
- 8. 12 デイサービスさらだ 企画会議
- 8. 25 全国パーキンソン病友の会徳島県支部定例会参加(於:羽ノ浦情報センター)
- 8. 29 とくぎんサクセスクラブ経営セミナー参加(於:祥雲閣)
- 9. 1 『ALS四国ブロック2002夏』参加 (於:池田町総合体育館)
- 9. 7 講演『NPO設立に向けて』(於:阿南市ひまわり会館)
- 9. 8 第15回SHCセミナー参加『重症筋無力症候群について』(於:ふれあい健康館)
- 9. 11 徳島市渭北地区独居老人会『あじさい会』食事会参加
- 9. 13 新人ヘルパーOJT研修～『報告の仕方、クレーム処理について』～
- 9. 20 権利擁護学習会 参加(於:県総合福祉センター)
- 10. 7 ヘルパーOJT研修『血圧について』
- 10. 8 事務ミーティング～『業務フローチャート・業務分掌の見直し』～
- 10. 15 NPOたすけあいフォーラム参加(於:六本木みなとNPOハウス)
- 10. 16 世田谷ボランティアセンター・世田谷ミニキャブ区民の会 視察訪問
- 10. 17 県ホームヘルパー協会組織検討委員会出席(於:県総合福祉センター)
- 10. 18 権利擁護学習会参加(於:県総合福祉センター)
- 11. 1 金融フォーラム参加(於:県郷土文化会館)
- 11. 19 四国大学ホームヘルパー養成講座 在宅実習生オリエンテーション
- 11. 12 デイサービスさらだ 企画会議
- 11. 15 権利擁護学習会参加(於:県総合福祉センター)

9・10 国際福祉機器展参加  
(於:東京ピッグサイト)



9・21 デイサービスさらだ



10・15 NPOたすけあいフォーラム  
(於:みなとNPOハウス)



10・16 世田谷ボランティアセンター訪問



10・16 世田谷ミニキャブ区民の会訪問



年暮れ、何かとあわただしい毎日ですね。  
今年も一年ご支援・ご協力を賜りました皆様、またご利用いただきました方々に心から御礼申し上げます。  
私たちスタッフ一同、今年の反省を胸にまた新たな気持ちで臨みたいと思います。

皆さま方も良いお年をお迎え下さいませ。

親切・丁寧に対応いたします

## 原公認会計士事務所

〒770-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜395番地  
TEL (088) 686-5181  
FAX (088) 686-5183

事務局  
だより

今回も現場でのふれあい場面を取材させていただきました。紙面を通してご紹介させていただきます。それぞれの地域、様々な人たちに明るい笑顔とその奥にある人生物語。

介  
護



櫻井泰弘さん (ご利用者)

かつては建築関係のお仕事の第一線で勤められてい  
る桜井さんです。そんな過  
去の職業歴が影響してか、  
「ビジネスの日程調整やら時  
間の確認など、いつ  
もきめ細かく連絡い  
ただき、また、まわ  
りへの心配りもキッ  
チリ忘れま  
せん。ご本  
人は「今は  
体の調子もあんまり  
よくないので話し相  
手になつてもらつた  
り散歩に連れていっ  
てもらつたりすると、  
本当に気分が晴れる  
んです。」と喜んで下

さつて いるようでした。  
一方、ヘルパーの松本さんです  
が、ヘルパーとして働  
き始めて半  
年が過ぎま  
した。本人



けあい」さんが毎日きてくれるおかげだと感謝していますよ。」まわりの人たちからはよく「独り暮らしで寂しいでしょ！」と心配してくれるそうですが、ご本人は「不思議とそんなことないんですよ。ヘルパーさんは家族じやないから適度な遠慮がお互いにあって長く続くとおもいますネ！」となかなか奥深いお言葉でした。一方担当ヘルパーである立川さんですが、「毎日が

NPO法人と税制

公認会計士(ビリーエンターテイメント)

原  
仁志

## Management

皆さん、「存じのよう」にNPO法人とは、Non Profit Organizationの略ですが、特定非営利活動法人と直訳されます。非営利とは利益を上げてはいけないことでなく、利益を配当せずに団体の活動目的の達成のための費用に充てることを意味し、NPO法ではさらに公益性の要件が追加されています。

公益性は私益性に対する意味ですが、公共の利益の追求を、NPO法の立法時に予定しています。

それは、社会的なサービスを提供するには、政府・自治体が行おうとすれば広く多くの人の了解が必要となり、また企業は利益の上昇する見込みがないサービスを事業として行いません。

NPOとはこうした政府・自治体や企業では扱いにくいニーズに対応する活動を行う組織です。

徳島県での認証第1号である「どりーまあサービスさんは、設立以来社会福祉の向上の

会にたいして十分な役割を果たしています。そのようなNPO法人に対し、税制面から支援措置としては認定NPO法人以外は特に何も規定されていません。

認定NPO法人については、同法人に対する寄付金は一定限度内で所得控除(法人の場合には損金算入)の対象となり、個人が相続財産を寄付した場合はその寄付分が相続税の課税対象外となります。

NPO法人は営利を目的としないため、NPO法人本来の活動のみで組織を維持継続していくためには、税法の整備は欠くことが出来ませんが、現在の環境はほとんど優遇措置のない厳しいものとなっています。

仮に(法人税法上の)収益事業を行えば営利法人と同様に法人税・事業税・住民税・消費税が課税されます。

今後の課題として、収益事業課税への軽減措置、みなし寄付など課題は残されたままとなっています。

このようにNPO法人を取り巻く環境は、

黙では社会は貢献され  
て、声を出します。

会計・税務関係だけでも、まだまだ過渡期の状態です。

他の支援関係の皆さん共々、私も職業会計人として、数少ない社会福祉分野でのNPO法人「どりーまあサービス」さんの発展のお手伝いが出来る機会を与えられたことを大切にし、今後も全力で支援してまいります。

# 経営 Management 常

とくぎんサクセスクラブは徳島銀行のお取引先でクラブ活動にご協力いただける会員企業様で組織されており、現在会員数は一八〇〇社にのぼっています。会員相互の交流及び親睦を図り、また経営情報についてのサービス提供などを通じて、地域社会の活性化に向けて活動しています。

具体的な活動としてイベント・各種セミナーの開催、各種サービスの提供、経営支援サービスを実施しています。毎年1月に有名講師をお招きし開催するサクセスクラブ最大のイベント『新年互礼会』やブロック地区毎の交流会『ブロック別セミナー』、海外の経済産業視察を行う『海外現地セミナー』、またテーマ別、業種別の各種セミナー、社員研修、若手経営者の勉強会など幅広く企画、開催しています。また経営情報・経営ノウハウ等の各種情報の提供サービスや経費削減、取引先紹介サービスや税務・財務の専門家による相談などを会員様にご利用頂いています。

ところでとくぎんサクセスクラブ会員企業のメンバーでもある特定非営利活動法人のどりーまあサービス様は各種セミナー、若手勉強会など積極的にご参加頂いております。今後とも引き続きサクセスクラブ活動にご協力、ご支援の程よろしくお願ひいたします。

サクセスクラブ事務局 篠原 章

## とくぎんサクセスクラブの「紹介

第13号 どりーまあ通信

## 「今、神経内科医として」

徳島大学医学部附属病院高次脳神経診療部（神経内科）

### 吉

### Medical

私の専門は神経内科である。神経内科の扱う疾患は多岐にわたる。脳血管障害、脳炎、髄膜炎、多発性硬化症、アルツハイマー病、パーキンソン病、筋萎縮性側索硬化症、頭痛、不随意運動、筋ジストロフィー、糖尿病性ニューロパチー、

さらには最近話題のクロイツフェルト・ヤコブ病など、まことに多彩である。これらのいくつかはいわゆる難病と呼ばれている。

どうして神経内科を選んだかといふと単純で、私の尊敬する先生がすすめたからである。私の亡き父は医者でもないのに病院をつくりホスピスをやろうとした。しかし私が神経内科医になつたばかりに“ホスピス”（悪性腫瘍のターミナルケアを意味する）を実践することが不可能になった。父に悪いことが多かったが、今は父はとても良かつたと思える。

父のつくった病院に今年十月から神経難病病棟を設けた。神経難病患者および家族により満足のいくものを提供するためだ。父はホスピスをやろうとしたがそれは悪性腫瘍のターミナルケアだけをしたかったのではないと私は勝手に思っていた。高齢化社会になりますます増えつつある神経疾患者に対する治療・介護の

……………

とすることが多い神経内科疾患に対する一般的な認知はどうだろうか？NHKなどで取り上げられ神経難病に対する報道も積極的に行われつつあるが認知度はまだまだ脳卒中の死亡率は第3位だし、六十歳以上の二十人にひとりはアルツハイマー病などの痴呆患者だし、パーキンソン病は十万人あたり百人もいる。しかも患者の介護には肉体的および精神的なきめ細やかさが必要で、その期間も長期間にわたるため、家族は文字通り“燃え尽き症候群”になってしまう。

父のつくった病院に今年十月から神経難病病棟を設けた。神経難病患者および家族により満足のいくものを提供するためだ。父はホスピスをやろうとしたがそれは悪性腫瘍のターミナルケアだけをしたかったのではないと私は勝手に思っていた。高齢化社会になりますます増えつつある神経疾患者に対する治療・介護の

……………

今年、障害のある子供の就学の見直しがありました。医学や科学技術の進歩等から、今までのものでは時代に合わないことが多くなってきたからです。具体的には、学校教育法施行令の改正によって、就学基準を改正し、市町村教育委員会の判断で地域の小・中学校へ行けるよう弹性化されました。また、この時には専門家の意見や保護者の意見が充分に反映されなければならぬことになりました。

例えば、矯正視力が0.1未満の者を一律に盲学校の対象者としていたのを、「両眼の視力がおおむね0.3未満又は視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使用しても文字等を認識することが不可能又は著しく困難な者」と言うように弾力化されました。また肢体不自由でも、上肢・下肢などの身体部位の障害程度で判断するのではなく、「肢体不自由の状態が補装具等の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の」者として、個々

徳島県教育委員会指導主事 島治伸

## 『就学の見直し』

島治伸

の生活環境などを配慮して判断するように改めました。

また、新しい就学基準に該当する者でも、地域の小・中学校で適切な教育を受けられると、市町村教育委員会で判断された者は、そのまま地域の学校に行くことができます。

ただし、どこの学校に就学すべきかどうかという判断は、市町村教育委員会にゆだねられますので、就学にあたっては医学的観点からの諸検査等・行動の記録や障害特性など、あるいは家庭環境や学校の施設・設備面なども充分配慮した上で、慎重にお手伝いも現在のホスピスだと思います。

このためには、専門家の意見を充分に聞かなければなりませんし、保護者の理解を求めるために、就学手続きの過程において適切な情報提供が必要となり、保護者からの意見表明の機会を提供することも求められるようになります。



### 自分づくりです！



北村マキ工さん（ご利用者）

かつてはご主人の仕事の都合で、広島・高知・北海道と全国を駆け巡った北村さんです。いつも素敵なお笑顔で私たちを迎えてくれます。

ご本人は「いくつもの大病を乗り越えて今やっと在宅で生活できているんです」としみじみと話してくれました。現在は週に1回の家事援助（主に掃除の支援）のサポートをさせていただいておりましたが、ご本人は「今はできること自分でやっています

……………

が、体が今より悪くなつた時のことを考えて

……………

今からお知り合いになつておけば安心ですかね。」

としつかりとご自身のライフプランをお持ちでした。担当ヘルパーの大松さんはヘルパーを始めて7ヶ月目です。いつも

きめ細かくコツコツと仕事をこなすタイプですが、ご本人は「毎日これでいいのかな？」

と不安の中やつていて

